

「金沢市公衆浴場法施行条例」及び「金沢市旅館業法施行条例」改正骨子（案）に対する意見に係る金沢市の考え方について

1 意見募集期間

令和元年12月27日（金）～令和2年1月25日（土）

2 募集方法

メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参

3 意見数

(1) 意見者数 1名

(2) 意見数 3件

No.	市民からの意見・要望の要旨	市の考え方
1	超高齢化人生百年時代の到来の中、実質的に高齢者施設という性格を有する公衆浴場等の浴室について、従来以上の配慮が不可欠という改正趣旨に賛同する。高齢者はレジオネラに感染しやすいので、公衆浴場はレジオネラに高い配慮を必要とする施設となる。	貴重なご意見として承ります。本市においては、浴場に起因するレジオネラ症の発生を防止するため、国の「公衆浴場における衛生等管理要領」等の規定に準拠し、条例改正を進めております。
2	多数の高齢者に気持ちよく使用してもらええる施設であることが必須。高齢者は塩素に敏感であるため、塩素濃度の管理が極めて重要である。BEMS（ビルエネルギー管理システム）のような設備により、塩素濃度をユーザーにリアルタイムで情報提供可能かと思う。	
3	塩素を極力使用しないために、清掃が重要になるので、市民共有施設として、清掃ボランティアを受け入れることも方法としてあると思う。公衆浴場は立地制限により一定の範囲に1カ所という棲み分けがあるため、地域の共有施設という視点で、敬老会等の地元団体と連携し、ボランティアで清掃してもらってはどうか。この共有意識を高める施策は、浴室の衛生確保とともに、ボランティア活動という運動の機会や、今度また来ようかなという、施設を活用する意識の向上など、一石多鳥の効果を期待できる	

	と思う。	
--	------	--